

## 業 務 委 託 契 約 書

公益財団法人広島県下水道公社を発注者とし、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を受注者として、発注者・受注者両当事者は、次のとおり委託契約を締結した。

- 1 委託業務名 太田川流域下水道東部浄化センター  
外 1 か所沈砂・しき搬出処理業務
- 2 業 務 内 容 別紙仕様書に記載のとおり
- 3 委 託 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 委 託 料 太田川流域下水道東部浄化センターから排出した沈砂・しき 1 トン  
当たりの搬出处分費 金〇〇,〇〇〇円  
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇,〇〇〇円  
産業廃棄物埋立税の額 金 200 円〕  
熊野中継ポンプ場から排出した沈砂・しき 1 トン当たりの搬出处分費  
金〇〇,〇〇〇円  
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇,〇〇〇円  
産業廃棄物埋立税の額 金 200 円〕  
(2 年間契約予定総額〇〇,〇〇〇,〇〇〇円)
- 5 契約保証金 契約総額の 100 分の 10 に相当する額を納付すること。  
ただし、履行保証保険契約に係る保険証券を提供したときは、納付を  
免除する。

(目的)

第 1 条 発注者は、上記の業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

(実施の方法)

第 2 条 受注者は、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）並びに発注者の指示に従って、委託業務を誠実に履行しなければならない。

(法の遵守)

第 3 条 発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

第 4 条 受注者の事業範囲は、別紙 1 「委託業務の内容」に記載のとおりとし、受注者はこの事業範囲を証する許可証の写しを発注者に提出しなければならない。なお、許可証及び許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出するものとする。

(業務計画表)

第 5 条 受注者は、仕様書等に基づき業務計画表を作成し、発注者の指定する日までに、これを発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報の提供)

第8条 発注者は、沈砂・しき（以下、「産業廃棄物」という。）の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受注者に提供するほか、受注者の要求に応じ処分、収集運搬を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を受注者に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
- (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (4) その他注意事項

2 前項の情報等に変更があった場合は、発注者は、受注者に対し速やかに電話及び書面により情報提供するものとする。

(責任の範囲)

第9条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物について、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させてはならない。

3 発注者は、第8条の規程により産業廃棄物の取扱いに係る必要な情報を的確に受注者に通知しないことに起因して、受注者の業務に重大な支障が生じ、又は生じる恐れがある場合、発注者は、この処分に要する費用の支払を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(産業廃棄物管理票)

第10条 発注者は、受注者に産業廃棄物の処理を委託するときは、廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理票（以下「マニフェスト」という。）を正確に洩れなく記載し、搬出の度に交付するものとする。

2 前項のマニフェストに記載誤等があった場合には、受注者は委託物の引取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、記載内容を確認の上、委託物を引取るものとする。

(積替、保管)

第11条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を積替、保管するときは、廃棄物処理法に定める保管期間内に運搬を終了させるものとする。

(調査権)

第12条 発注者は、必要があると認めるときはいつでも、受注者に対し、委託業務の実施の状況等の報告を求め、又は実地に調査することができる。

(第三者の権利の使用)

第 13 条 受注者は、委託業務の実施に際し、特許権その他第三者の権利の対象となっているもの又は方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務内容の変更等)

第 14 条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知することにより、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を停止し、又は中止することができるものとする。

2 前項の場合において委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、当該変更事項について、発注者は、受注者と協議してこれを定めるものとする。

3 第 1 項の場合において受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者と協議してその損害を賠償するものとする。

(業務責任者等)

第 15 条 受注者は、委託業務の業務責任者及び現場における技術上の管理をつかさどる主任技術者を定めたときは、書面により速やかに発注者に通知しなければならない。これらを変更したときも同様とする。

2 受注者又はその業務責任者は、この契約の履行に関し、発注者の指示に従って委託業務の運営管理及び現場の取締まり、その他の委託業務の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(損害の負担)

第 16 条 受注者は、委託業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に定めるもののほか、委託業務の実施につき生じた損害は、発注者の責めに帰すべき理由による場合を除き、受注者が負担するものとする。

(完了報告等)

第 17 条 受注者は、委託期間中各月ごとに、その月の委託業務の成果（以下「成果」という。）について業務報告書を作成し、翌月 10 日までに発注者に提出しなければならない。ただし、別に仕様書で定める場合は、それによるものとし、業務計画上作業を実施しないこととなっている月については、提出を要しない。

2 受注者は、全ての委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(検査)

第 18 条 発注者は、前条の規定による業務報告書又は業務完了報告書を受領したときは、当該受領した日から起算して 10 日以内に、成果がこの契約の内容に適合するものであるかどうかの検査を行うものとする。

2 受注者は、成果が前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直しを行った後、発注者に手直完了届を提出して再検査を受けなければならない。

3 前項の場合の再検査の期日については、第 1 項の規定を準用する。

(委託料の請求)

第 19 条 受注者は、成果が前条の規定による検査に合格し、次表中「支払対象期間」

欄に定める各期間における処分量が確定したときは、発注者に対し書面により当該確定した処分量に相応する委託料を請求することができる。

○支払回数・支払対象期間

支払回	支払対象期間	支払回	支払対象期間
第1回	令和7年4月1日から 令和7年5月31日まで	第7回	令和8年4月1日から 令和8年5月31日まで
第2回	令和7年6月1日から 令和7年7月31日まで	第8回	令和8年6月1日から 令和8年7月31日まで
第3回	令和7年8月1日から 令和7年9月30日まで	第9回	令和8年8月1日から 令和8年9月30日まで
第4回	令和7年10月1日から 令和7年11月30日まで	第10回	令和8年10月1日から 令和8年11月30日まで
第5回	令和7年12月1日から 令和7年1月31日まで	第11回	令和8年12月1日から 令和9年1月31日まで
第6回	令和8年2月1日から 令和8年3月31日まで	第12回	令和9年2月1日から 令和9年3月31日まで

2 前項の委託料の額は、「4 委託料」に定める排出場所ごとの単価に、前項の規定により確定した排出場所ごとの処分量を各々乗じて得た額（乗じた額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を合計した額とする。

（委託料の支払）

第20条 発注者は、前条の規定により受注者から適法な請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に、これを支払わなければならない。

2 受注者は、発注者が前項の支払期限までに支払いを完了しないときは、支払い期限到来の日の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じ、当該未払いの額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率の割合で算定した額の遅延利息を、発注者に請求できるものとする。

（契約の解除）

第21条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に違反したとき。
- (2) この契約締結後の事情の変更により、委託業務を実施する必要がなくなったとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき（委託業務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。）。
- (4) 委託業務の全部の履行が不能であるとき。
- (5) 受注者が、この契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の性質又は契約当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約の履行をせず、履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 受注者が、監督官庁から、委託業務の履行に必要な業務に係る営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき。
- 2 発注者は、次の各号に該当する場合は、この契約の一部を解除することができる。
- (1) 委託業務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が、この契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 受注者は、前項の規定により、この契約が解除された場合は、解除の日までに実施した出来形部分（既に第 18 条の規定による検査に合格している部分を除く。）を書面をもって発注者に報告しなければならない。
- 4 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに検査を行い出来形を確定した上、当該出来形に相応する委託料相当額を受注者に支払うものとする。
- 5 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (2) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (3) 上記(2)の場合、発注者は、当該業者に対し差し当たり、発注者の費用負担をもって受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を受注者に対して償還を請求することができる。
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、それが自己の責めに帰すべき理由によるときは、未処理分の委託料（排出予定数量から処理済数量を減じた数量に「4 委託料」を乗じて得た額）の 10 パーセントに相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- (1) 第 1 項及び第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 7 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生債務者等

8 前2項の違約金算定の基となる委託料は、第19条第2項の例により算定する。この場合において、同項中「前項の規定により確定した処分量」とあるのは「仕様書その他に定める委託期間中における見込総処分量」と読み替えるものとする。

第21条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（受注者の契約解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者と協議してこの損害額を決定し、賠償するものとする。

(1) 契約の内容を変更したため、委託料の想定総額が3分の1以下に減少したとき。

(2) 第14条第1項の規定による委託業務の停止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

(3) 発注者が契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。

（契約解除等の通知）

第23条 契約の解除等を通知するときは、書面により遅滞なくその旨を相手方に通知しなければならない。

（履行遅滞による損害賠償）

第24条 受注者が自己の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合で、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から損害賠償金を徴して、委託期間を延長することができる。

2 前項の損害賠償金は、延長前の委託期間満了の日の翌日から第18条の規定による

検査に合格する日までの日数に応じ、発注者が委託業務の未履行部分に相当する委託料相当額として定める額につき年 14.5 パーセントの割合で算定した額とする。

(天災などによる履行不能)

第 25 条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに書面をもってその旨を発注者に申し出るものとする。

(守秘義務)

第 26 条 受注者は、成果及び委託業務の実施に際して知り得た事実を、他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第 27 条 受注者は、業務を行うため個人情報を取扱うに当たっては、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(関係書類の整備)

第 28 条 受注者は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を、委託業務完了後 5 年間保存するものとする。

2 受注者は、発注者の請求があればいつでも前項の書類を発注者に提出するものとする。

(疑義の解決)

第 29 条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項で必要があるときは、関係法令にしたがいその都度、発注者及び受注者が誠意をもって協議し定めるものとする。

(特約事項)

第 30 条 本契約は、本契約に係る発注者の令和 7 年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

2 頭書の規定にかかわらず、令和 8 年度の本契約に係る発注者の収入支出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は契約を解除することができるものとする。

この契約の締結を証するため契約書 2 通を作成し、発注者・受注者両当事者が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

発注者 広島市南区向洋沖町 1 番 1 号  
公益財団法人広島県下水道公社  
理事長 上 仲 孝 昌

受注者

別記1 (第4条関係)

委託業務の内容

1 業務名 太田川流域下水道東部浄化センター外1か所沈砂・しさを搬出処理業務

2 受注者名 ○○○○○○○○

3 処分に関する事業範囲

区 分	事 項 等
業務区分	産 廃
業者名・所在地	○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○
許可県名等	広島県
許可の有効期限	○○.○○.○○まで
事業の範囲	許可証のとおり
産業廃棄物の種類	沈砂・しさ(汚泥)
許可番号	第○○○○○○○○○○○号
事業場の名称	○○○○○○○
処分方法	焼却
施設の処理能力	○○○t/日

4 収集運搬に関する事業範囲

区 分	事 項 等	
業務区分	産 廃	
業者名・所在地	上記に記載のとおり	
積込場所	許可県名等	広島県
	許可の有効期限	○○.○○.○○まで
	事業の範囲	許可証のとおり
	許可の条件	
	許可番号	第○○○○○○○○○○○号
荷降ろし場所	許可県名等	広島県
	許可の有効期限	○○.○○.○○まで
	事業の範囲	許可証のとおり
	許可の条件	
	許可番号	第○○○○○○○○○○○号
収集運搬の範囲	広島県内	

5 運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地	○○○○○○○○○○○○○○○
積替・保管	積替え又は保管なし

6 産業廃棄物の種類、数量、契約単価等

産業廃棄物の種類、予定数量等	収集・運搬 沈砂・しさ(550t+1.0t) / 年×2年(予定) ① 発注者の排出事業場から○○○○○○○○○の中間処理施設まで ② ○○○○○○○○から最終処分場まで
処分施設の処理能力	○○○t/日
処分施設の所在地	○○○○○○○○○○○○○○○
最終処分施設の所在地	○○○○○○○○○○○○○○○

7 「沈砂・しさ」の利用方法

受注者は、発注者より委託された全ての産業廃棄物(中間処理後の物質を含む)を最終処分場に搬入し、全て適正に処理する。

## 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第6 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託等に当たっての留意事項）

第9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託等に係る連帯責任）

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託等の相手方に対する管理及び監督）

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。